八幡市社会教育備品貸出要領

（目的）

第 1 条　この要領は、八幡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第７条に基づき、八幡市教育委員会所管にかかる社会教育備品等（以下「備品」という。）を貸し出すことにより、八幡市の社会教育活動を奨励することを目的とする。

（貸出対象者）

第２条　備品の貸し出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

1. 市、教育委員会及びスポーツ推進委員
2. 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
3. 八幡市体育協会及びその加盟団体
4. 八幡市文化協会及びその加盟団体
5. 八幡市スポーツクラブ登録団体
6. 八幡市公民館サークル登録団体
7. 八幡市ＰＴＡ連絡協議会（当該校ＰＴＡを含む。）及び保育園保護者
8. 八幡市青少年育成補導委員会、市内の自治会及びこれらに属する組織
9. 市内の障がい者及び高齢者で組織する団体
10. 公益財団法人八幡市公園施設事業団及び公益財団法人やわた市民文化事業団
11. 構成員の７割以上が市内在住・在勤・在学者で構成された非営利団体
12. 市内に本拠を置く事業所
13. その他教育長が特別の理由があると認めたもの

（貸出範囲）

第３条　備品を貸し出しすることの出来る範囲は、次のとおりとする。

1. 営利目的の事業ではないこと。参加費を徴収する場合は１回当たり500 円前後であること。
2. 公益性が認められる事業であること。

（貸出備品）

第４条　貸し出すことができる備品は別表による。

（貸出申請）

第５条　備品の貸し出しを受けようとするものは、使用する７日前までに所定の備品借用申請書を教育長に提出し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（貸出期間）

第６条　貸し出し期間は２週間以内とし、貸し出し期間を経過した場合は直ちに返還しなければならない。

（賃料）

第７条　貸料は無料とする。

(目的外使用の禁止)

第８条　借受人は、備品を常に善良な管理者の注意をもって管理するものとし、備品を他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

(原状回復及び損害賠償)

 第９条　借受人は、備品を損傷し、又は滅失したときは、原状回復しなければならない。

２ 備品を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができない場合は、その現品を弁償しなければならない。

(事故責任)

第１０条　備品の使用によって生じた事故等に関しては、市及び教育委員会は、一切の責任を負わない。

附 則　この要項は、平成２３年３月１日から施行する。

附 則　この要項は、平成２３年８月２４日から施行する。

附 則　この要項は、令和２年３月１日から施行する。

別 表

|  |  |
| --- | --- |
| 社会教育（体育）備品  | 放送用備品  |
| スローイングビンゴキンボールグラウンドゴルフペタンク（屋内用、屋外用）ショートテニススカイクロスカローリングゼッケン・ビブスストラックアウトドッジビーネットネットインディアカソフトバレーボール手でポンボッチャスマイルボウリング | スクリーン（小）ワイヤレスマイク一式ドラムリール |